

地方分権改革の推進について



内閣府

平成29年3月6日

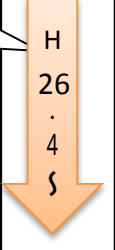
地方分権改革推進室 提出資料

資料の構成

- 1 . 地方分権改革の経緯について 1
- 2 . 提案募集方式の概要及び取組状況について 5
- 3 . 提案募集方式による地方分権の推進について 15

1 . 地方分権改革の経緯について

地方分権改革のこれまでの経緯

<p>H5.6 地方分権の推進に関する決議(衆参両院)</p> <p>H7.5 地方分権推進法成立 7 地方分権推進委員会発足(委員長:諸井虔)(~H13.7) H8.12第1次~H10.11第5次勧告</p> <p>H11.7 地方分権一括法成立</p>	第1次分権改革
<p>H13.7 地方分権改革推進会議発足(議長:西室泰三) H14.6~17.6 骨太の方針(閣議決定)(毎年) ⇨ 三位一体改革(国庫補助負担金改革、税源移譲、交付税改革)</p>	
<p>H18.12 地方分権改革推進法成立</p> <p>H19.4 地方分権改革推進委員会発足(委員長:丹羽宇一郎)(~H22.3) H20.5第1次~H21.11第4次勧告</p> <p>H23.4 国と地方の協議の場法成立 4 第1次一括法成立(義務付け・枠付けの見直し) 8 第2次一括法成立(義務付け・枠付けの見直し、都道府県から市町村への権限移譲)</p> <p>H25.3 地方分権改革推進本部発足(本部長:内閣総理大臣) 4 地方分権改革有識者会議発足(座長:神野直彦) 6 第3次一括法成立(義務付け・枠付けの見直し、都道府県から市町村への権限移譲)</p>	第2次分権改革
<p>H26.5 第4次一括法成立(国から地方、都道府県から指定都市への権限移譲) 6 「地方分権改革の総括と展望」取りまとめ</p> <p>H27.6 第5次一括法成立(義務付け・枠付けの見直し、国から地方、都道府県から指定都市等への権限移譲)</p> <p>H28.5 第6次一括法成立(義務付け・枠付けの見直し、国から地方、都道府県から指定都市等への権限移譲)</p> <p>H29.3 第7次一括法案閣議決定・国会提出(義務付け・枠付けの見直し、都道府県から指定都市等への権限移譲)</p>	<div style="text-align: center;"> <p>H 26 ・ 4 5</p>  </div>

提案募集方式
の導入

第1次地方分権改革

いわゆる地方分権一括法の概要

平成11年7月成立、平成12年4月施行 475本の法律を一括して改正

1. 機関委任事務制度の廃止と事務の再構成

- (1) 知事や市町村長を国の下部機関と構成して国の事務を執行させる仕組みである機関委任事務制度を廃止 (351法律改正)
- (2) これに伴い主務大臣の包括的な指揮監督権等も廃止 (通達行政の廃止)

2. 国の関与の抜本的見直し、新しいルールの創設

- (1) 機関委任事務に伴う包括的指揮監督権を廃止
- (2) 国の関与の新しいルールを創設 (地方自治法)
 - ・ 関与は個別の法令の根拠を要すること
 - ・ 関与は必要最小限のものとする
 - ・ 関与の基本類型を定め、原則としてこれによること 等
- (3) 個別法に基づく関与を整理縮小 (138法律)

- (例) 教育長の任命に係る文部大臣の承認 → 廃止
- ・ 公営住宅の管理等に関する建設大臣の指示 → 廃止

3. 権限移譲

- (1) 個別法の改正により、国の権限を都道府県に、都道府県の権限を市町村に移譲 (35法律)
- (2) 特例市制度を創設し、20万人以上の市に権限をまとめて移譲

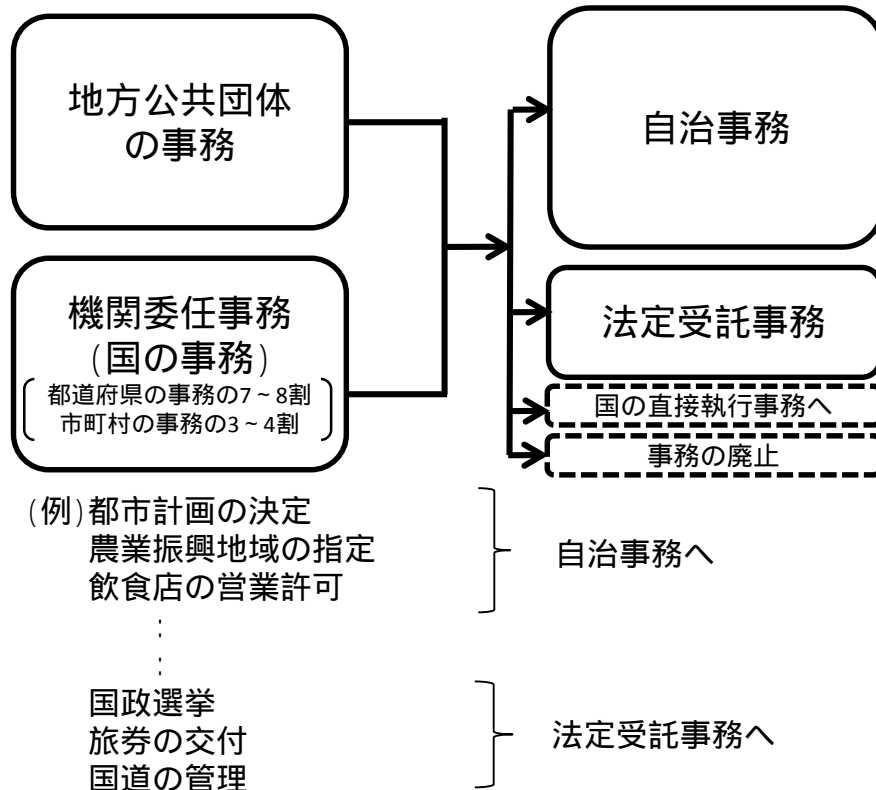
- (例) 国 → 都道府県 農地転用 (2ha超4ha以下) の許可権限
- 一定の保安林の指定・解除の権限
- ・ 都道府県 → 市町村 用途地域に関する都市計画の決定等
- 障害児に係る日常生活用具の給付

4. 条例による事務処理特例制度の創設

それぞれの地域の実情に応じ、都道府県の条例により、都道府県から市町村に権限を移譲することを可能とする制度。

5. その他

- (1) 必置規制の見直し (38法律)
- (2) 市町村合併特例法の改正



第2次地方分権改革

1. 地方に対する規制緩和（義務付け・枠付けの見直し）（第1次・第2次・第3次一括法等）

見直すべきとされた1,316条項に対し、975条項の見直しを実施（74%）

（例）施設・公物設置管理の基準 公営住宅の入居資格基準及び整備基準、道路の構造の技術的基準、保育所の設備及び運営に関する基準
協議、同意、許可・認可・承認 三大都市圏等における都道府県の都市計画決定に係る大臣同意協議の廃止
職員等の資格・定数等 消防長及び消防署長の資格

2. 事務・権限の移譲等

（1）国から地方（第4次一括法等）

検討対象（地方が取り下げた事項を除く）とされた96事項に対し、66事項を見直し方針で措置（69%）

移譲する事務・権限【48事項】

例： 看護師など各種資格者の養成施設等の指定・監督等、 商工会議所の定款変更の認可、
自家用有償旅客運送の登録・監査等、 直轄道路・河川に係る整備等に関する計画、工事及び管理の実施等

移譲以外の見直しを行う事務・権限【18事項】

例： ハローワークの求人情報の地方公共団体への提供、 農地転用の許可等

（2）都道府県から市町村（第2次・第3次一括法等）

勧告事項である82項目に地方からの提案等を含めた105項目に対し、72項目の移譲を実施（69%）

例： 未熟児の訪問指導等、 農地等の権利移動の許可等、 三大都市圏の既成市街地等に係る用途地域等の都市計画決定

（3）都道府県から指定都市（第4次一括法等）

検討対象とされた64事項に対し、41事項（現行法で処理できるもの（8事項）を含む）を見直し方針で措置（64%）

移譲する事務・権限【29事項】

例： 県費負担教職員の給与等の負担、県費負担教職員の定数の決定、市町村立小中学校等の学級編制基準の決定、
病院の開設許可、 都市計画区域の整備、開発及び保全の方針（都市計画区域マスタープラン）に関する都市計画の決定

移譲以外の見直しを行う事務・権限【4事項】

例： パスポートの発給申請受理・交付、 農地転用の許可等

3. 国と地方の協議の場

国と地方の協議の場に関する法律が成立（H23.4.28）

地方に関わる重要政策課題について、地方と連携して対処していくため、同法に基づき引き続き運営

2 . 提案募集方式の概要及び取組状況について

個性を活かし自立した地方をつくる

～ 「地方分権改革の総括と展望（概要）」（平成26年6月24日地方分権改革有識者会議）～

第1次地方分権改革以降の20年にわたる国と地方の取組を振り返り、地方分権改革の今後の進むべき方向を明らかにした。

これまでの地方分権改革

地方分権改革の理念を構築

- 国・地方の関係が上下・主従から対等・協力へ

国主導による集中的な取組

- 時限の委員会による勧告方式

地方全体に共通の基盤制度の確立

- 機関委任事務制度の廃止
- 国の関与の基本ルールの確立

法的な自主自立性の拡大

- 自治の担い手としての基礎固め

地方分権推進に向けた世論喚起

- 地方分権の意義を普及啓発

個性と自立、新たなステージへ 地方分権改革の更なる展開

改革の理念を継承し発展へ

- 個性を活かし自立した地方をつくる

地方の発意に根ざした息の長い取組へ

- 地方からの「提案募集方式」の導入
- 政府としての恒常的な推進体制の整備

地方の多様性を重んじた取組へ

- 連携と補完によるネットワークの活用
- 「手挙げ方式」の導入

真の住民自治の拡充 財政的な自主自立性の確立

- 自治の担い手の強化

改革の成果を継続的・効果的に情報発信

- 住民の理解と参加の促進

「提案募集方式」(H26~)の概要・特色

概要

地方公共団体等

- ・「事務・権限の移譲」、「義務付け・枠付けの見直し」等について、具体的支障事例や制度改正による効果とあわせて提案

事前相談・提案

関係府省回答

関係府省回答に対する見解

提案内容、各種回答、調整結果は、内閣府のホームページで公表

政府

- ・内閣府が実現に向けて関係府省と調整
- ・重要と考えられる提案については、有識者会議又は提案募集検討専門部会で、集中的に調査・審議

特色

従来型の事務局、地方6団体、学識経験者による項目選定によっては取り上げることのできなかった、義務付け・枠付けの廃止・縮減、障害項目について提案

具体的な支障の指摘を伴った説得力ある提案

制度改正につながらなくとも、実際の支障に即した解決方策を見出すことにつながる提案

手挙げ方式という新しい権限移譲の方式の活用

地方分権改革の推進体制

【内閣としての政策検討・決定】

地方分権改革推進本部

(閣議決定で内閣に設置)

本部長：内閣総理大臣(本部長)

副本部長：内閣官房長官

内閣府特命担当大臣
(地方分権改革)

本部員：その他全閣僚

【有識者による調査審議】

地方分権改革有識者会議

(地方分権改革担当大臣の下で開催)

座長	神野直彦	東京大学名誉教授(財政学)
座長代理	小早川光郎	成蹊大学法科大学院教授(行政法)
構成員	市川 晃	住友林業株式会社 代表取締役社長 (経済同友会 地方分権委員会委員長)
	後藤春彦	早稲田大学大学院教授(都市計画)
	戸田善規	多可町長(兵庫県)
	勢一智子	西南学院大学教授(行政法)
	谷口尚子	慶應義塾大学大学院准教授(政治学)
	平井伸治	鳥取県知事
	森 雅志	富山市長

専門部会(地方分権改革有識者会議の下で開催)

具体的かつ重要なテーマごとに、有識者会議議員及び各分野の専門家による部会を開催し、国・地方その他関係者からのヒアリングを通じ、客観的な評価・検討に資する議論を行う

地方創生における地方分権改革の位置付け

まち・ひと・しごと創生長期ビジョン - 国民の「認識の共有」と「未来への選択」を目指して - (平成26年12月27日閣議決定) (抄)

・目指すべき将来の方向

2. 地方創生がもたらす日本社会の姿

(1) 自らの地域資源を活用した、多様な地域社会の形成を目指す。

(中略) 地方創生においては、人口拡大期のような全国一律のキャッチアップ型の取組ではなく、それぞれの地方が、独自性を活かし、その潜在力を引き出すことにより多様な地域社会を創り出していくことが基本となる。そのためには、地方自らが、将来の成長・発展の種となるような地域資源を掘り起こし、それらを活用していく取組を息長く進めていく必要がある。地域に「ないもの」ではなく、「あるもの」を探していくことや、「ないもの」をチャンスととらえ、チャレンジしていくことが重要となる。また、地方の自主性・自立性を高め、分権型社会を確立することもその基盤となる。

まち・ひと・しごと創生総合戦略(2016改訂版) (平成28年12月22日閣議決定) (抄)

・地方創生に向けた多様な支援 - 「地方創生版・三本の矢」 -

4. 国家戦略特区制度、規制改革、社会保障制度改革、地方分権改革等との連携

(4) 地方分権改革との連携

地方分権改革の推進は、地域が自らの発想と創意工夫により課題解決を図るための基盤となるものであり、地方創生において極めて重要なテーマである。

このため、地方分権改革に関する提案募集について、地方からの提案をいかに実現するかという基本姿勢に立って、提案の最大限の実現を図るとともに、改革の成果を国民が実感できるように、優良事例の普及や情報発信の強化等に努めていく。

平成29年1月20日 第193回国会における安倍内閣総理大臣施政方針演説(抄)

(地方創生)

地方の発意による、地方のための分権改革を進めます。 空き家や遊休地の活用に関する制限を緩和し、自治体による有効利用を可能とします。

第2章 成長と分配の好循環の実現

2．成長戦略の加速等

（4）地方創生、中堅・中小企業・小規模事業者支援

地域の活性化

（地方分権改革等）

地方分権改革の推進は、地域が自らの発想と創意工夫により課題解決を図るための基盤となるものであり、地方創生において極めて重要なテーマである。国が選ぶのではなく、地方が選ぶことができる地方分権を実現することとし、平成28年の提案募集においても、地方からの提案をいかに実現するかという基本姿勢に立って、地方分権改革を着実かつ強力に進める。あわせて、改革の成果を国民が実感できるよう、優良事例の普及や情報発信の強化等に努める。道州制について、基本法案の動向を踏まえ、必要な検討を進める。

地方からの提案に関する対応状況（H26～28）

(件数)

分類 年	提案の趣旨を 踏まえ対応 a	現行規定で 対応可能 b	小計 c=a+b	実現できなかったもの d	合計 e=c+d	実現・対応 の割合 c/e
	H26	263	78	341	194	535
H27	124	42	166	62	228	72.8%
H28	116	34	150	46	196	76.5%

提案募集方式の主な成果（平成26年）

平成27年1月30日 「平成26年の地方からの提案等に関する対応方針」閣議決定

1. これまでの懸案が実現したもの

- ・農地の総量確保のための仕組みの充実及び農地転用許可の権限移譲等
- ・都道府県内で水利調整が完結する水道事業等の認可権限等の国から都道府県への移譲（手挙げ方式による移譲）
- ・事務処理特例制度により開発許可権限を有する市町村に係る都道府県開発審査会の運用見直し

2. 地域の具体的事例に基づくもの

- ・道の駅における電気自動車の充電インフラ整備に関する道路占用許可基準の明確化
- ・マイナンバー利用事務の拡大（特定優良賃貸住宅に係る事務を追加）
- ・都市公園の廃止が可能である「公益上特別の必要がある場合」の明確化
- ・麻薬小売業者間の医療用麻薬の譲渡に係る許可権限等の都道府県への移譲

3. 地方創生、人口減少対策に資するもの

- ・国際ビジネス機の入りに係るCIQ業務の臨機応変な対応
- ・医薬品製造販売等の地方承認権限の範囲拡大
- ・三大都市圏の一部に限り、保育所の居室面積に関する基準に係る規定を「標準」としている措置を平成31年度末まで5年間延長
- ・企業立地促進のための基本計画の同意に係る事前審査・事前協議の原則廃止等
- ・水素ステーションの設置（都道府県知事の許可等）に係る規制改革

4. 委員会勧告方式が対象としていなかったもの

- (1) 手挙げ方式による権限移譲
 - ・消費者安全法に基づく事業者に対する報告徴収・立入調査等の対象区域の拡大
- (2) 政省令、通知等に基づく義務付け・枠付けの見直し
 - ・介護認定審査会委員の任期の条例委任

提案募集方式の主な成果（平成27年）

平成27年12月22日「平成27年の地方からの提案等に関する対応方針」閣議決定

1. 地方創生、人口減少対策に資するもの

- ・空き家への短期居住等に旅館業法が適用されない場合の明確化
- ・病児保育事業に係る看護師等配置要件の趣旨の明確化
- ・緑地面積率条例制定権限の町村への移譲
- ・都市公園における運動施設の敷地面積に係る基準の弾力化
- ・地方住宅供給公社が供給する賃貸住宅の賃借人の対象に学校法人を追加

2. これまでの懸案が実現に至ったもの（続き）

- ・水質汚濁物質の総量削減計画に係る国の同意廃止

3. 地域の具体的事例に基づくもの

- ・小規模な給水区域の拡張による水道事業の変更認可又は届出に係る水需要予測の簡素化
- ・施設入所児童等に係る予防接種の保護者同意要件の緩和
- ・災害時における放置車両の移動等に係る措置の拡大

2. これまでの懸案が実現に至ったもの

- ・新たな雇用対策の仕組み～ハローワークの地方移管～
- ・診療所に係る病床設置許可権限等の指定都市への移譲

4. 委員会勧告方式が対象としていなかったもの

- ・公営住宅の一部入居者（認知症患者等）に対する収入申告方法の拡大

提案募集方式の主な成果（平成28年）

1. 地方創生 - 地域資源の利活用 -

- ・既存の住宅を寄宿舍に活用する場合、一定の要件を満たすことによる寄宿舍の階段基準の合理化
- ・空き家を活用して農林漁業体験民宿業を行う場合における旅館業に関する規制緩和
- ・公有地の拡大の推進に関する法律に基づき取得した土地の活用の促進
- ・都市公園に設置できる施設（児童館、地縁団体の会館施設）の明確化
- ・公営住宅を集約する場合の現地に近接する土地への建替えを公営住宅建替事業に追加等

2. 子ども・子育て支援 - 地域の実情に応じた支援 -

- ・幼保連携型認定こども園の施設に関する基準の見直し（園庭、遊戯室の設置基準）
- ・幼保連携型認定こども園以外の認定こども園に係る認定権限の移譲（都道府県 指定都市）
- ・家庭的保育事業等の連携施設の確保に関する要件の明確化
- ・病児保育事業の職員配置要件に係る特例措置
- ・延長保育事業等と放課後児童クラブを合同で実施する場合の特例措置
- ・子ども・子育て支援新制度における支給認定証の任意交付

3. 一億総活躍社会 - 高齢者・障害者支援 -

- ・障害児・障害者支援事業者に係る権限移譲（都道府県 中核市）（指定都市は移譲済）
- ・「特別養護老人ホーム」と「障害者向けグループホーム」の合築可能な場合の明確化
- ・指定小規模多機能型居宅介護の居間及び食堂の共用可能な場合の明確化

4. 住民サービスの向上

- ・70歳から74歳の国民健康保険被保険者の高額療養費支給申請手続の簡素化
- ・マイナンバー制度による情報連携の項目追加・明確化（特別支援学校への就学奨励事務等）

5. これまでの地方分権改革の取組強化等

- ・国定公園における大規模な工作物の新築等に係る国への協議の廃止
- ・土地利用基本計画に係る国への協議を意見聴取に見直し
- ・都道府県の地域森林計画に係る国への協議の一部廃止
- ・農業災害補償法の規定により市町村が行う農業共済事業の義務付けの緩和
- ・審査請求を不適法却下する場合における議会への諮問手続を廃止し、報告に見直し

3 . 提案募集方式による地方分権の推進について

提案募集方式による地方分権の推進について

提案募集方式については、平成26年の導入以来、地方の発意に基づき、地方創生や住民サービスの向上に資する取組を実現してきており、全国知事会や全国市長会等からも、「地方分権計画を着実に進める取組として評価」、「真の分権型社会の構築に資するもの」等の評価を頂いているところ。

今後についても、「地方の発意による地方のための改革」を一層推進していく観点から、地方公共団体からの提案を積極的に支援するとともに、住民目線に立った改革を推進することにより、現場における支障を解決し、住民サービスの向上に資するよう地方分権改革を推進するものとする。

平成26～28年 地方公共団体からの提案状況

< 各年度ベース >

年度 団体	平26		平27		平28	
	団体数	割合	団体数	割合	団体数	割合
都道府県 (47団体)	47	100.0%	39	83.0%	39	83.0%
市区 (813団体)	63	7.7%	34	4.2%	54	6.6%
町村 (928団体)	5	0.5%	5	0.5%	18	1.9%
市区町村計 (1,741団体)	68	3.9%	39	2.2%	72	4.1%

平成26～28年 地方公共団体からの提案状況

< 累計ベース >

年度 団体	平26		平27		平28	
	団体数	割合	団体数	割合	団体数	割合
都道府県 (47団体)	47	100.0%	47	100.0%	47	100.0%
市区 (813団体)	63	7.7%	78	9.6%	107	13.2%
町村 (928団体)	5	0.5%	10	1.1%	26	2.8%
市区町村計 (1,741団体)	68	3.9%	88	5.1%	133	7.6%

地方公共団体の提案に対する支援方策

3つの支援ツールを用意し、説明会や研修等を通じ、地方公共団体の提案募集に関する取組を積極的に支援。

提案募集の知恵
と工夫(ノウハウ)
が分かる

地方分権改革・提案募集方式ハンドブック

提案の検討方法や支障事例の考え方、事前相談や各府省との調整の過程等、地方が求める実践的なノウハウを幅広く掲載

過去の提案が
調べやすくなる

提案募集方式データベース

これまでに地方公共団体等から提出された個々の提案を網羅的に収集・整理することにより、それぞれの提案状況を簡易検索できるシステムを構築

住民の声や
地域課題の把握
に参考となる

地方分権改革事例集

各地方公共団体が地域の課題を踏まえ自ら取り組んだ成果を把握し、住民に発信していくための参考として、これまでの地方分権改革の成果を活かし、地方が行った取組と住民目線の成果を取りまとめ

各団体における提案検討等の取組を後押し
2年における提案団体の拡大と、

地方公共団体に対する説明会・研修等の充実

1 提案の実践を理解するための全国ブロック説明会の開催

昨年と同様に、市町村からの提案の掘り起こしに向け、提案募集方式の実践に重点を置いた説明会を全国ブロック8か所で開催(予定含む)。また、個別に要望があれば可能な限り対応。

「地方分権改革・提案募集方式ハンドブック」も活用した内閣府からの説明の他、必要に応じ、分野別の意見交換を実施。



説明会の状況
(2/10東京、五味参事官)

2 地方分権改革の基礎を理解するための地方研修会の開催

市町村からの提案が低調な県を中心に、地方分権改革・提案募集方式に関する基礎に重点を置いた担当者向けの研修会を年明けから全国約20か所で開催(予定含む)。

必要に応じ、地方分権改革事例集や政府インターネットテレビの動画も活用。



研修会の状況
(1/12宮崎、境次長)

3 各自治体で改革の推進を担う「地方分権改革の旗手」のサポート

地方分権改革に積極的に取り組んでいる職員を「地方分権改革の旗手」(H29.2現在、146名登録)として、内閣府との情報交換や交流を活発に行っているところ。

旗手会議を定期的開催(28年度は2回)し、提案募集に関する最新の動向など内閣府からの説明の他、地方の取組促進に向けた旗手同士の意見交換や、有識者による基調講演を実施。

こうした中で、それぞれの旗手が各自治体における改革の旗振り役となって主体的に行う庁内の研修会や意見交換等に対し、内閣府も講師派遣や情報提供の面から積極的にサポート。

【平成28年度第2回旗手会議の様相(1/27)】



松本副大臣
挨拶



基調講演
(伊藤構成員)



旗手同士の
意見交換

平成29年2月2日 全国知事会 第3回地方分権に関する研究会資料

地方分権改革有識者会議議員
鳥取県知事 平井 伸治

支障事例アンケート調査結果概要（義務付け・枠付け）

調査の趣旨 福祉分野において「従うべき基準」が存置されていることにより生じている具体的な支障事例を把握する。

調査の概要 対象：全国の都道府県及び市区町村

期間：平成28年12月2日～平成28年12月28日

結果 1,788地方自治体のうち、1,736地方自治体より回答。

【支障事例（アンケート結果事例より要約）】

- ・ 保育士の配置について、幼稚園免許所有者など保育従事に必要なスキルを有している職員がいるにもかかわらず、保育士の有資格者でないため、資格基準を満たさず児童を受け入れることができない。
- ・ 児童発達支援センターにおいて、食事を外部搬入して効率化を図り、児童の障がい特性に応じた処遇改善に充てたいが、施設内調理が義務付けられているため実現できない。
- ・ 放課後児童クラブの運営に当たり、平日と土曜日では利用児童数が異なるにもかかわらず、放課後児童支援員の人員配置基準があり、利用児童数に応じた支援員の柔軟な配置ができない。
- ・ 園舎から離れた場所に園庭があるため、保育所から幼保連携型認定こども園へ移行することができない。
- ・ 介護保険の小規模多機能型居宅介護サービスの利用に際し、居宅介護支援専門員が当該サービスの介護支援専門員を兼務できるよう職員配置基準を緩和してもらいたい。
- ・ 指定障害者支援事業の計画相談支援事業所において、相談支援専門員の人材確保と育成が急務となっているが、養成するまでに5年間かかるため、即戦力となる人材が確保できない。
- ・ 障害者向けグループホームを病院や入所施設と同一敷地内に建築し、連携を図ることで障害者支援につなげたいが、設備基準により設置できない。

支障事例アンケート調査結果概要（地域交通）

調査の趣旨 現行の道路運送法等の下での地域交通の現状等について調査し、具体的な支障事例を把握する。

調査の概要 対象：全国の都道府県及び市区町村

期間：平成28年12月2日～平成28年12月28日

結果 1,788地方自治体のうち、1,746地方自治体より回答。

【支障事例（アンケート結果事例より要約）】

- ・ 標準処理期間が長いことや申請手続が煩雑であることにより、ダイヤ改正や運賃改定のタイミングが左右されたり事業者が改定を見送ったりすることがあったため、地方への権限移譲や事務手続の簡略化が必要。
- ・ 道路運送法第21条に基づく実証実験の期間は上限1年とされているが、雪などの影響で季節により利用者数の変動が発生することから、期間上限を長くすることが必要。
- ・ 広域の地域公共交通再編実施計画を策定しているが、この計画を変更する際に、変更に関係のない市町村や事業者の承認が必要であり協議に時間を要するため、変更に関係ある市町村や事業者の承認のみで変更を可能とすることが必要。
- ・ 県境をまたいで運行している路線バスにおいて、他県の路線バスとの競合区間における乗降制限により、住民や観光客等の利便性が大きく損なわれているため、乗降制限を地域の実情で解除できるようにすることが必要。
- ・ バス停留所は路線定期運行の許可を受けたものしか利用できない。地域住民の利便性向上のため、区域運行や自家用有償旅客運送事業等においても既存のバス停留所に停車できるようにすることが必要。
- ・ 雪道だと車高の低いノンステップバスが走行できないため、地域の状況に応じた車輦や設備基準の緩和が必要。
- ・ コミュニティバスの利便性向上のため路線変更等を検討しているが、関係機関との協議がととのいにくい。制度上、手続の緩和措置が設けられているが、制度活用に関する関係機関の対応が統一されていない。

これまでの課題を踏まえた平成29年の提案募集への対応 一抜粋一

(3) 「従うべき基準」について

【現状・課題】

全国知事会等から、福祉等の分野における「従うべき基準」に関する見直しを求める意見がある。

【対応】

これまで、「従うべき基準」の見直しを求める提案については、当該基準の目的を改めて検証し、その目的の確保に留意しつつ、基準の特例を設けることなども含め、幅広く対応策を検討し、具体的な支障の解決につなげてきたところ。(参考)

今後とも、地方の現場における具体的な支障に対処するため、地方公共団体からの提案に基づき実効性のある解決方策を検討。

幼保連携型認定こども園の園庭の位置及び面積に関する基準の見直し

現在

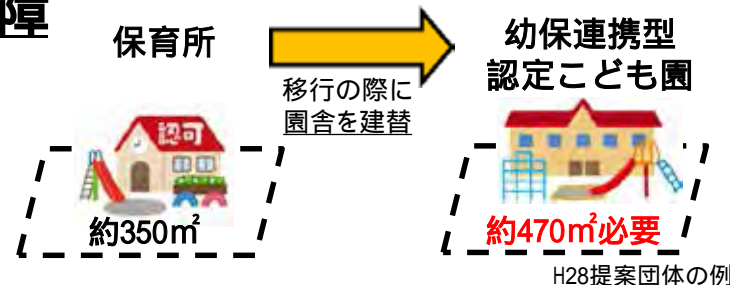
幼保連携型認定こども園の園庭基準は、「従うべき基準」とされている。

基準の内容

原則園舎と同一の敷地内又は隣接の位置に設置
幼稚園と保育所の基準のいずれか大きい方の面積

保育所(又は幼稚園)がその設備を用いて幼保連携型認定こども園へ移行する場合は、園庭面積に関する特例有

支障



都市部においては潤沢な用地が少ない
幼保連携型認定こども園へ移行したくても、園庭の基準が厳しいため、幼保連携型認定こども園へ移行できない
地域の教育・保育ニーズに対応できない

検討

基準の目的である一定の面積を確保した園庭を活用することによる幼保連携型認定こども園に相応しい教育・保育内容が担保されるかどうかを検討したところ、既存の保育所(又は幼稚園)が幼保連携型認定こども園に移行する場合、園庭の使い方の工夫等により、十分担保可能と判断。

提案実現後

園舎を建て替えた場合でも
園庭面積が従前から減少しなければ
保育所(又は幼稚園)から幼保連携型認定こども園へ移行する場合の園庭面積の特例を**適用可**とする。

効果

保育所(又は幼稚園)から
幼保連携型認定こども園への
移行特例の適用拡大
幼保連携型認定こども園の整備促進

**地域の教育・保育ニーズへの
対応が可能に**

住民目線に立った分権改革の推進

26年対応方針の決定から2年余りが経過し、これから地方による成果活用が本格化する段階を迎える。地方公共団体においては、住民サービスの向上を住民が実感できるような施策を推進することが求められる。

また、地域に根差した分権改革の定着・充実を図るため、次のとおり、住民の関心を一層高め、改革プロセスへの参画を促進することが必要。

1 住民目線に立った成果の把握

これまでの提案募集方式による分権改革成果及び住民にとっての成果を調査・把握するとともに、地方六団体と連携した呼びかけ、研修充実等により、分権成果を活用した地方による実践の全国的な展開を促進。

2 住民に対する分かりやすい情報発信の充実

- ・調査結果を踏まえ、優良事例に関する事例集作成
- ・大学等への講師派遣、教材提供の充実

3 住民の意向・ニーズの取組への反映

各地方公共団体において、地域住民に対する情報発信の充実を図りつつ、住民の改革プロセスへの参画、住民の意向・ニーズの取組への反映に努めるよう要請。